

短期入所生活介護 重要事項説明書

社会福祉法人 不二健育会
特別養護老人ホーム ケアポート板橋

短期入所生活介護重要事項説明書

< 令和 7 年 4 月 1 日 現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3969-3127(直通)
03-3696-3101(代表) (受付時間 平日 9時00分～17時00分まで)
担当 生活相談員

2. ケアポート板橋の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	介護老人福祉施設 ケアポート板橋
所在地	東京都板橋区舟渡三丁目4番8号
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (東京都 137100893号)

(2) 同施設職員体制(特養職員含む)

	指定規準	資格	常勤	非常勤	合計	備考
管 理 者	1 名		1 名		1 名	
医 師				2 名	2 名	
生 活 相 談 員	2 名	社会福祉士他	2 名		2 名	
栄 養 士	1 名	管理栄養士他	1 名		2 名	
調 理 員		調理師他	6 名	4 名	10 名	
機 能 訓 練 指 導 員	1 名	マッサージ師	1 名		1 名	
		理学療法士		2 名	2 名	
		作業療法士		1 名	1 名	
介 護 支 援 専 門 員	2 名		2 名		2 名	兼 任
事 務 職			5 名	1 名	6 名	
看 護 職 員	3 名	看護師	4 名	1 名	5 名	
		准看護師	2 名	0 名	2 名	
介 護 職 員		介護福祉士他	42 名	16 名	58 名	
運転・洗濯・清掃業務等				8 名	8 名	

(3) 施設の設備概要(特養含む)

定 員	特 養 105 名 ショート 15 名			
居 室	多床室 4 人部屋 (37.7 m ²) 25 室			
	従来型個室 個 室 (13.27 m ²) 20 室 静養室 2 階			
浴 室	一 般 浴 室	3 階、4 階	看 護 室	2 階
	特 殊 浴 槽	2 階、5 階	医 務 室	2 階
食 堂	各 階		ラ ウ ン ジ	各 階
機 能 訓 練 室	5 階		洗 濯 室	5 階

3. サービス内容

(1) 食事

- ・ 当施設では管理栄養士が利用者の健康維持等を考慮し、栄養バランスの良い献立を作成し、利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を1日3回提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて召し上がって頂くことを原則とします。また、利用者の希望や状況に応じ、食事時間や場所等の検討を行います。

食事時間(目安)	朝食	7:50～8:30
	昼食	12:00～13:00
	夕食	18:00～19:00

(2) 入浴

- ・ 週に2回入浴して頂くことが出来ます。
ただし、利用者の状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。
- ・ 衣類の着脱の介助、洗髪、洗身の介助、身体の清拭、その他必要な入浴の介助を行います。

(3) 介護

- ・ ご希望や状態に応じ下記の適切な介護サービスを提供します。
- ・ 着替え、排泄、食事等の介助や体位交換、シーツ交換、施設内の移動の介助等
- ・ 衣服については衣服貸し出しをご利用していただきます。

(4) 機能訓練

- ・ 体力や機能低下を防ぐため日常生活に必要な基本的動作や体操等を通し体力作りを行います。
- ・ 週に一度(日曜日)、機能訓練指導員により利用者の心身等の状況に応じた機能訓練を受けることができます。

(5) 健康管理

- ・ 健康上の相談に関して、利用者及びご家族への指導・助言を行います。
- ・ 入所中、血圧、問診、視診により一般状態の確認と服薬管理を行います。
- ・ 異常が認められた場合は、状況に応じて安静を確保し、看護師の処置により対応いたします。

(6) 生活相談

- ・ 利用者及びご家族の日常生活における介護等に関する相談に応じます。
- ・ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談に応じます。
- ・ 介護以外の生活全般に関する相談に応じます。

(7) 秘密保持

- ・ 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後(退職後)も同様です。
- ・ 事業者は、利用者ご家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

(8) 身体拘束の禁止について

- ・法人規定『身体拘束等排除の理念および方針』に基づき、利用者の人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努めます。

(9) 送迎

- ・送迎を必要とする利用者に対して希望により送迎サービスを提供します。

(10) 理容

- ・月に1～2回程度、理髪のサービスを提供します。料金は別途かかります。(要事前申込み)

(11) その他

- ・食中毒及び感染症の予防に留意します。手洗い、うがい等の支援を行います。
- ・口腔ケア、爪切りの支援を行います。
- ・空調設備等により、施設内の適温を確保します。

4. 利用料金

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 利用料金 | 【契約書別紙】の通りです。 |
| (2) キャンセル料 | 【契約書別紙】の通りです。 |
| (3) 支払方法 | 【契約書別紙】の通りです。 |

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話・FAX等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の申し込みはご利用月の3ヵ月前より受け付けます(例:4月1日から7月分の受付が開始されます)。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者の方の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも契約を終了できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、又は利用者及びその家族などが当施設や当施設従事者に対し本契約を

継続し難いほどの背信行為を行った場合、又は、やむを得ない事情により施設を閉鎖若しくは縮小する場合は、居宅介護支援事業所への連絡、他の事業所の紹介、契約終了 30 日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、終了後の予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

在宅において介護の必要な高齢者が、介護者の休養や何らかの理由により家族での介護が一時的に困難になった場合等に短期入所利用していただき利用者や介護者のニーズを汲み取り、在宅生活ができるだけ長く継続できるように援助する。

(2) サービス利用のために

事 項	内 容
施設介護サービス計画	ケアプラン立案・作成と利用者及びその家族へ通知します。
職員研修	施設外研修への参加や施設内勉強会を実施します。
利用者懇談会	毎月 1 回、利用者の生活の質の向上のために懇談会を設けています。
家族懇談会	年 1～2 回程度の懇談会を実施します。 その他日常生活のご様子の報告や、行事参加のご案内等を行います。
情報公開	施設運営等に関する情報を閲覧できます。

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 面会 原則として 9:30～19:00
- ・ 外出、外泊 事前にご連絡下さい。
- ・ 飲酒、喫煙 飲酒はご相談の上、喫煙は指定の場所にて可能です。
- ・ 設備、器具の利用 担当職員にお声掛けの上、使用して下さい。
- ・ 金銭、貴重品の管理 原則として現金と貴重品等の持ち込みは、ご遠慮下さい。
- ・ 所持品の持ち込み 必要最小限にお願いします。
記名のない持ち物の紛失については責任を負いかねます。
- ・ 施設外での受診 必要に応じ、ご家族にて受診して頂きます。
- ・ 宗教活動 他の利用者に迷惑のかからないようにお願いします。
- ・ ペット ご遠慮下さい。
- ・ 居室の変更 介護の必要に応じて変更させて頂きます。
- ・ 送迎時間 入所前日までにお知らせします。
- ・ 体調不良によるサービスの停止、変更について 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は、中止することがあります。
- ・ 感染症及び伝染病について 利用以前に感染症、伝染病の疑いのある方は完治されるまでご利用できません。また、ご家族の感染についてもご利用を制限させて頂く場合がありますので、事前にご相談下さい。

7. 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等、必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。緊急連絡先の変更等が生じましたら早めに、施設へ連絡ください。

8. 非常災害対策

- | | |
|------------|------------------------------|
| ・ 防災時の対応 | 迅速かつ冷静に行動し、利用者の安全に努める。 |
| ・ 災害時の避難場所 | 荒川河川敷一帯 |
| ・ 防災設備 | 非常食3日分常備
スプリンクラー、有人直接通報設備 |
| ・ 防災訓練 | 月1回実施 |
| ・ 防火責任者の配置 | 有 |

9. サービス内容に関する相談・苦情

苦情処理の体制及び手順

①苦情・意見・要望は、苦情受付担当者(担当者)若しくは苦情解決責任者(施設長)にお申し出下さい。

お申し出の方法は、社会福祉法人 不二健育会への来所(事務室窓口)、電話、Eメール、FAX、郵便でお願いします。また、社会福祉法人 不二健育会に設置している『ご意見箱』に投函することもできます。

②苦情解決担当者、苦情解決責任者は、苦情・意見・要望を受け付け、その解決にあたります。

③受け付けた苦情は、苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者への報告を不要とした場合は除く)に報告します。

※当事業者で解決できない苦情は、次の苦情対応機関に申し立てることができます。

東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会、板橋区介護保険苦情相談室、東京都国民健康保険団体連合会(国保連)

- | | |
|---------------------------|---|
| ①当施設ご利用相談窓口・苦情担当
第三者委員 | 生活相談員
淑徳短期大学教授 亀山 幸吉
社会福祉士 中山 真知子 |
| ②板橋区介護保険苦情相談室(土日、祝日を除く) | 03-3579-2079 |
| ③東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 | 03-6238-0177 |

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

【実施の有無】 無

【実施した直近の年月日】

【第三者評価機関名】

【評価結果の開示状況】

11. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 不二健育会
代表者役職・氏名	理事長 竹川節男
本部所在地・電話番号	東京都板橋区舟渡三丁目4番8号 03-3969-3101
定款の目的に定めた事業	特別養護老人ホーム 介護老人短期入所生活事業 老人デイサービスセンター 認知症対応型共同生活援助事業 地域包括支援センター 居宅介護支援事業 居宅介護等事業

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

＜ 事業者 ＞	所 在 地	東京都板橋区舟渡三丁目 4 番 8 号
	事業者名称	社会福祉法人 不二健育会
	施 設 名 称	介護老人福祉施設 ケアポート板橋 (東京都 1371900893号)
	説 明 者	生活相談員 長瀬 剛

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項についての説明を受け同意し交付を受けました。

＜ 利用者 ＞	住 所	_____
	氏 名	_____
＜ 代理人 ＞	住 所	_____
	氏 名	_____